

別記様式第3号

パブリックコメント結果シート

施策案番号	No.5 1
施策案件名	豊山町緑の基本計画の一部改訂案
募集期間	令和4年2月7日（月）から令和4年2月21日（月）まで（必着）
公表方法	案を役場2階防災拠点室窓口及び役場1階情報コーナーに設置するとともに、町ホームページに掲載
募集方法	窓口提出、郵送、電子メール又はファクス
主管課・係名	防災拠点推進室
募集結果	2名 12件

意見及び考え方

番号	該当箇所	町民意見及び件数	町の考え方
1	審議方法	計画策定時の委員会で審議した後にパブリックコメントを求める手順が必要ではないか。	一部改訂であるため、新たに委員会 は設けず、町が案を作成し、パブリックコメントで広く意見を聞くこととしました。
2		計画の改訂にあたり、基幹的広域防災拠点整備事業計画の説明が町の担当者によって行われた。事務取扱は明確に区分し、慎重且つ緊張感をもって行う必要がある。	令和4年度第1回都市計画審議会の際は、委員の皆様は今後予定される都市計画決定及び各種計画改定に向けた取組状況を報告することが目的であったため、町より説明いたしました。
3	愛知県基幹的広域防災拠点	愛知県基幹的広域防災拠点整備事業により地域の田畑や用水路が無くなり自然との触れ合う場が無くなるのではないか。	本計画は、都市における緑に関する基本方針を示すものであります。今後、具体的な整備の検討の際に参考とさせていただきます。
4		計画の整備により町民1人当たり公園面積が10㎡以上となり「規模の妥当性」の理由として上げているが理由としてはおかしい。	豊山町は第5次総合計画等において町民1人当たり公園面積を10㎡以上確保することを目標として掲げており、今回の整備により目標値に近づくものであり、理由としては適切と考えます。
5		公園について現在のような自然に親しめるゾーンを少しでも残すことや、公園緑地の望ましい形態	公園緑地の望ましい形態やあり方などは緑の基本方針に定められています。

		とあり方など、提案者や町に提言が出来ないか。またそれを踏まえた改訂を行うことが必要でないか。	今後、具体的な整備の検討の際の参考とさせていただきます。
6	都市施設（公園緑地）整備の方針	大山川沿いの増水時の対策や危険を防止する対策等を記述すべき。	本計画は、都市における緑に関する基本方針を示すものであり、個別の防災計画等は記述しておりません。
7		「街区公園・近隣公園の検討・整備を推進する」とあるが、具体の整備計画を記載する必要はないか。	本計画は、都市における緑に関する基本方針を示すものであり、具体の整備計画までは記載しません。
8		現存する乗馬クラブや野菜作りなどを地域の特徴として生かし、町の名所、名産品として「道の駅」での販売が出来ないか。	公園エリアの具体の計画を策定する際の参考とさせていただきます。
9	上位関連計画などとの整合性	表題につながる表示図（整備方針図）について方針の見直し部分の内容が読み取れない。	改定の背景、上位関連計画、整備の方針等と関連付けて図を作成させていただいております。 防災拠点整備に伴う公園の整備エリアを見直しております。
10		「緑の将来像」の見直しにあたり、豊山町全体を緑の拠点とすることには同意できない。	前計画においても農業環境検討ゾーンとして将来の土地利用のあり方を検討するゾーンとして位置づけておりました。 豊山町全体でなく防災拠点の整備に伴う整備エリアを憩いと交流の拠点に見直しております。
11		広域交流拠点の記述の中で「自転車・歩行者ネットワークを結び、連携して楽しめるよう検討します」とあるが、実現性が無いのではないか。	現状でも一部緑道部分があり、高齢者の方や、子どもなどの歩行者や自転車利用者の方が安心して散策できるようなネットワークを検討したいと考えています。 名古屋空港と大規模集客施設周辺を広域交流拠点と位置付けており、現状でも歩道や緑道で結ばれております。今後はそれらを活用しながら、拠

			点を連携して楽しめるように検討します。
1 2	図	印刷が不鮮明で読み取れない部分がある。	必要な箇所は読み取れるよう配慮いたしましたが今後も文字の大きさなど気をつけるようにいたします。